令和2年監査公表第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同 条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和2年 1月31日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 鈴木 幸彦

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

令和元年12月3日をもって提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■■■■■■■■■■

2 請求書の提出

令和元年12月3日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく請求は次のとおりである。(請求書原文のとおり 資料は省略)

○住民監査請求書(令和元年12月3日)

地方自治法 242 条第1項に則り、以下の住民監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

1. 請求の内容

平成30年12月18日支払(この時点で公費投入処理している。)の半田市天王町二丁目地内の水路修繕工事費(手すり付階段二ヶ所改修工事費)717,120円は、その内の70%を半田市■■■■■■■■の住民(■■氏)が負担すべきであったのに、その全額を半田市が負担している。

(措置対象 半田市土木課長)

2. 請求の理由

上記の工事が必要になった理由の内の 70%は、上記の住民■■氏が半田市所有土地を土盛りして同氏の車の駐車場にするため上記の市有土地を専用使用申請書に同市有土地の実利用状況(市民が歩道として使用していた。)等を虚偽記載する手口で、半田市土木課・半田市長をだまして、許可を受けたものです。従って、上記の改修工事費の 70%は、■■氏が負担すべきであった。半田市土木課長は、上述の事実を部下に確認をせず全額を半田市の税金(公金)で負担した。(証拠等の詳細は、別途後日提出する。)

3. 今回提出する資料

(1). 支出負担行為兼支出命令書及び次の文書 (ア~ウ)

(添付文書)

- ア. 請書(元組作成、半田市長あて)
- イ. 住吉区(行政協力員作成)設置依頼書
- ウ. 設置改修場所の地図 (■■邸完工後)
- (2). 半田市天王町住宅地図

4. 請求人からの陳述について

追加の証拠等を提出しますので、実施をお願いします。実施日を決める際、日 程相談を求めます。

以上

第2 請求の要件審査

請求書は、全体として地方自治法(以下、「法」という)第242条第1項の規 定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述及び補正

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して令和元年 12 月 26 日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

(陳述に出席した請求人) ■■ ■■

2 監査の対象事項

本監査においては、半田市天王町二丁目地内の水路修繕工事に係る公金支出が、違法または不当なものと認められるか否かを対象とした。

3 関係書類の提出及び説明

監査対象部局を建設部土木課とし、関係書類の提出及び説明を求めた。これらにより関係職員が行った説明の要旨はおおむね次のとおりである。

(1) 水路等使用許可申請書について

事前相談時に現地は確認済であったため、提出時は未確認。水路敷地内に現況 平場の部分はあったが、同敷地を一般通行の用に供してきた経緯はない。

(2) 水路等使用料について 滞りなく支払われている。

(3) 工事要望の対応について

請求者からの要望書の提出時に対応は検討したが、要望と関連のある事案が係 争中となったため、対応を保留としていた。その後行政協力員からも設置の要望 を受けたため、対応した。

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めた。

- ・本公共用地は、半田市水路等の管理に関する条例第2条(定義)に規定される 「用排水路」に属するものであると認められる。
- ・本公共用地の管理者は、半田市である。
- ・水路に設置されていた階段は、道路と道路の間を安全に渡るために設置されたものであり、近隣住民全般に利用されている。
- ・請求人は、平成27年7月9日、建設部土木課に対し、水路に設置されていた階段に手摺を設置するよう要望している。
- ・本公共用地の隣地について、水路等使用許可申請を許可する前に一般通行の用 に供されてきたか否かは不明である。
- ・市土木課は、上記の水路等使用許可申請前の打合せの際に現地を確認しており、 半田市水路等の管理に関する条例により許可を出している。
- ・工事要望関連事項の時系列

平成27年7月9日	請求者からの工事要望の提出
平成27年10月6日	平成27年(行ウ)第116号提訴
平成28年4月14日	平成27年(行ウ)第116号判決
平成30年8月20日	行政協力員から工事要望の提出

第5 判断

不当な公金の支出との主張について

地方自治法第242条第1項の「違法な公金の支出」は、支出が法令に違反した場合を指し、「不当な公金の支出」は、支出そのものが不適当である場合、すなわち、額の如何にかかわらず支出そのものが不適当な場合と、支出そのものは必ずしも不当ではないが、額が不適当な場合の両者を含む。

請求者は、本件工事の費用は、原因者である市民がその70%を負担すべきであったとして、かかる費用の公金支出のうち70%分を不当であると主張している。

この点、当該水路に設置されていた階段は、道路と道路の間を安全に渡るために設置されたものであり、近隣住民全般に利用されている。その必要性については、請求人自身が平成27年7月9日に改善要望していることからも、確認できる。また当該地区の道路の利便性を高め安全に通行できる階段を整備することは、公共の福祉増進の目的に沿ったものである。そうすると、原因者に工事費の一部を負担させなかったことは、何らの法令にも違反せず、不適当であるともいえない。

よって、本件工事の費用の全額を市が負担したことは、「違法な公金の支出」 にも「不当な公金の支出」にも当たらない。

第6 結果

以上の理由により、本住民監査請求は、理由がないものとして棄却する。